

社団法人日本水産学会細則改正

(3) 水産学教育推進委員会規定新設

現 行	改 正
<p>第 16 条 理事の数は当分の間 17 名（中略）会務の担当は次のとおりとする。 庶務・企画広報担当 2 名，（中略），国際交流担当 1 名，<u>支部</u>担当 7 名</p> <p>第 24 条 この法人に次の幹事をおく。 総務幹事 1 名，庶務幹事 3 名，（中略），国際交流幹事 1 名。</p> <p>2 3 4</p> <p>第 25 条 この法人に次の委員会をおく。 編集委員会，企画広報委員会，学会賞選考委員会，シンポジウム企画委員会，（中略），選挙管理委員会。</p> <p>2 3 4 各種委員会の委員長および副委員長は委員の互選で定める。ただし，編集委員長および企画広報委員長は理事会で選出し，選出された委員長が副委員長を指名する。</p> <p>5</p> <p>第 35 条～第 48 条 第 49 条 本細則は昭和 45 年 4 月 3 日から実施する。（昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。（中略）平成 14 年 4 月 3 日一部改正。）</p>	<p>第 16 条 理事の数は当分の間 17 名（中略）会務の担当は次のとおりとする。 庶務・企画広報担当 2 名，（中略），国際交流担当 1 名，<u>水産学教育推進担当 1 名</u>，支部担当 7 名</p> <p>第 24 条 この法人に次の幹事をおく。 総務幹事 1 名，庶務幹事 3 名，（中略），国際交流幹事 1 名，<u>水産学教育推進幹事 1 名</u>。</p> <p>2 3 4</p> <p>第 25 条 この法人に次の委員会をおく。 編集委員会，企画広報委員会，学会賞選考委員会，シンポジウム企画委員会，（中略），選挙管理委員会，<u>水産学教育推進委員会</u>。</p> <p>2 3 4 各種委員会の委員長および副委員長は委員の互選で定める。ただし，編集委員長，<u>企画広報委員長および水産学教育推進委員長</u>は理事会で選出し，選出された委員長が副委員長を指名する。</p> <p>5</p> <p><u>第 35 条 水産学教育推進委員会は若干名の委員をもって構成し，日本技術者教育認定機構（JABEE）に関する諸事項を審議するほか，水産学教育を推進するための諸事項を審議し関連の行事を行なう。</u></p> <p>第 36 条～第 49 条 第 50 条 本細則は昭和 45 年 4 月 3 日から実施する。（昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。（中略）平成 14 年 4 月 3 日一部改正。<u>平成 15 年 4 月 3 日一部改正。</u>）</p>